

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

処分庁が審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して令和〇年〇月〇日付けで行った住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第20条第5項において準用する同法第12条第6項に基づく戸籍の附票の写しの不交付決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

請求の目的は、請求人の〇〇（以下「本件対象者」という。）の生存確認及び〇〇住宅の家賃減免申請等の行政手続のためであり、「不当な目的」（住基法第12条第6項）はない。また、請求人は、本件対象者に対する〇〇被疑事件について不起訴処分となっているのに、住基法第20条第5項において準用する同法第12条第6項の規定及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事宛て通知。以下「事務処理要領」という。）第5-10に規定される住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（以下「支援措置」という。）の相手方となっているというだけで、交付を拒否すべきでなく、「不当な目的」の有無を処分庁が個別に判断すべきである。このような処分は請求人の人格権を侵害するものである。

2 処分庁の主張

本件審査請求を棄却すべきである。

事務処理要領第5-10-コー（イ）-（A）は、支援措置の相手

方から請求がなされた場合、「不当な目的」があるものとして拒否するとしており、処分庁は、事務処理要領の規定に基づき、支援の必要性の確認を行い、支援措置決定が存することを理由に、住基法及び事務処理要領の規定に基づいて本件処分を行っており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 前提事実について

(1) 当事者及び関係者の身分関係等

請求人と本件対象者は、令和○年○月から本件対象者が名義人である○○所在の○○住宅に同居していたところ、本件対象者は令和○年○月に同○○住宅を出て、請求人との別居を開始した。

(2) 本件対象者を対象とする支援措置

その後、本件対象者が、請求人を相手方とする支援措置を申し出、支援の必要性を確認した上、支援措置決定がされた（以下「本件支援措置」という。）。）。。

(3) 本件処分

請求人より、処分庁に対し、住基法第20条第1項に基づき、本件対象者の戸籍の附票の写しについて交付を求める旨の請求があった。そこで、処分庁は、請求人に対し、令和○年○月○日付けで、本件対象者が支援措置対象者であり、請求人が相手方に該当することから、住基法第12条第6項に基づき、不当な目的によるものであることが明らかであるとして、本件対象者の戸籍の附票の写しを交付しない旨の本件処分をし、決定書を交付した。

2 判断

本件支援措置においては、当初受付市町村長（支援措置の実施を求める旨の申出を最初に受けた市町村長をいう。以下同じ。）に本件対象者について請求人を相手方とする支援措置の実施を求める申出書が提出され、当該申出書に処分庁に対する支援措置の求めの記載があったことから、支援措置の実施を決定した当初受付市町村長から処分庁に当該申出書の写し等が転送されたものである。処分庁は、これを受けて事務処理要領に基づき、当初受付市町村長が本件対象者に係る支援措置の必要性を確認したことをもって本件支援措置を決定している。

そこで事務処理要領について判断するに、住基法第20条第5項で準用する第12条第6項は、同法第20条第1項で認められる交付請求（なお、審理員意見書では「開示請求」と記載されているが、誤記と思われる。）につき、「不当な目的」の場合に拒否することを認めているところ、何が不当な目的かの判断は、住基法及び関連法令上具体的な定めはなく、行政機関の合理的な裁量に委ねられているといえる。また、住基法においては、住民に関する記録を正確かつ統一に行う（住基法第1条）とされており、上記判断を含め、住民基本台帳に関連する事務の処理は全国で統一に行われるようにする必要があり、そのために、住基法の規定により市町村が処理する事務について市町村を指導すべき立場（住基法第31条第1項）にある国は、かかる観点から、技術的な助言（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4）として、住民基本台帳等の運用に関する要領（事務処理要領）を定めたものである。このような住基法の趣旨及び事務処理要領等の位置からすると、各市町村長は、その定めが住基法その他の関連法令の解釈を明らかに誤っているなど特段の事情がない限り、事務処理要領等に従って事務処理を行うことを法律上求められており、事務処理要領等に従って事務処理を行っている限り、市町村長の上記判断がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとの評価を受けることはないというべきである（最高裁平成7年（行ツ）第116号同11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127頁参照）。そして、DVや虐待等の事案において、加害者が被害者の住所を知ることが、不可逆の重大な危険につながるおそれがあり、このような場合に、開示を優先して、裁判所による客観的な事実確定を待っているのでは適切な保護を図れず、またこの判断を開示請求者の主観的な判断に委ねることはできないから、事務処理要領において、支援措置の相手方に該当する場合に「不当の目的」があるものとして原則拒否とすることには一定の合理性が認められる。また、戸籍の附票の写し等が必要な場合には、事務処理要領第5-10-コー（イ）-（A）ただし書によって代替手段も講じられており、原則拒否とすることに合理性が認められる（東京地判令和4年4月13日参照）。

したがって、事務処理要領に従ってなされた本件処分は適法である。

なお、請求人は、最高裁昭和43年12月24日判決を引用して、

事務処理要領自体に法的拘束力がないことから本件処分が違法であると主張するが、同判決は、通達一般が、行政機関を拘束するものであることを認めており、本件処分が違法であることの論拠とはならない。また、請求人は不起訴処分となったことが客観的証明と主張するが、刑事手続における「不起訴処分」は、検察官が証拠の十分性や公判維持の可能性を判断するものであり、「支援措置申出に係るDV等の行為が一切なかったこと」を公に証明するものではない。事務処理要領に基づく「支援措置」は、あくまで申出人の生命・身体の安全を確保するための予防的な行政措置である。本件対象者のように、成人が自らの意思で警察等の専門機関に相談し、支援の必要性が認められ、請求人を相手方として支援措置を申し出ている以上、本件対象者の所在に関し高度なプライバシー保護の要請が存在していることは明らかであり、処分庁が、事務処理要領に従って交付を拒否したことは、裁量権の範囲内の合理的かつ正当な判断といえる。さらに、請求人は交付請求の目的は、「不当な目的」ではなく家賃減免申請等の手続のためと主張する。しかし、〇〇住宅の手続のために本件対象者の戸籍の附票の写しを〇〇等に提出するよう求められているわけではなく、名義人である同人の所在を突き止めて、期限付き同居の許可を得た同居人にすぎない請求人が〇〇住宅に継続居住できるように手続を進めさせたいということであるから（審理手続における口頭意見陳述参照）、結局、今回の戸籍の附票の写しの交付請求は本件対象者の所在調査の目的にほかならない。これは、支援措置が「戸籍の附票の写し等の交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止」するための措置（事務処理要領第5-10柱書き）であること、「不当な目的」が、「戸籍の附票の記載事項を知ることについて、社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、当該事項の探索をする目的をいう」（東京地判令和4年4月13日）とされていることからすれば、「不当な目的」そのものである。

請求人のその余の主張についても、本件処分の適法性及び妥当性の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第2項の

規定により、本件審査請求は棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和○年○月○日 請求人から口頭意見陳述申立書、主張書面及び資料を受領
- 3 令和○年○月○日 口頭意見陳述及び審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

- 2 調査権限の行使について

当審査会は、法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

- 3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

- 4 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 当審査会は、審査請求書、弁明書、審理員意見書等を踏まえ検討し、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

(2) なお、令和○年○月○日付け「口頭意見陳述に係る主張書面」及び当審査会での口頭意見陳述における請求人の主張について、念のため補足する。

請求人は、審理員意見書において、請求人が本件対象者の戸籍の附票の写しを交付請求した目的は、本件対象者の所在調査の目的にほかならないとされているが、これは誤りであり、本件対象者の生存確認、施設入居状態の安全、本人の意思であるかの確認等が真の目的であると主張する。

しかし、事務処理要領において、支援措置の相手方に該当する場合に「不当の目的」があるものとして交付請求を原則拒否とするこ

とに合理性が認められること、及び事務処理要領に従ってなされた本件処分が適法であることは上記第3の2に記載のとおりであり、たとえ請求人の交付請求の目的が上記主張のとおりであったとしても、本件の結論に影響を及ぼすものではない。

5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問、審理員が行った審理手続及び本件処分はいずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会